平成２７年（再イ）第１８号
広島県福山市水呑町4266番地　水呑三新田29―１―１―１―２
再生債務者　成松　久雄
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月９日まで
平成28年４月18日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（再イ）第２号
岡山市南区浜野４丁目10番24号
再生債務者　塚本　佳和
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月10日まで
平成28年４月19日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１３号
広島県福山市南今津町49番地３
再生債務者　林　　勉
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月10日まで
平成28年４月15日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第４号
埼玉県入間市東藤沢７丁目34番10号
再生債務者　高田　孝治
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月19日から平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再ロ）第４号
横浜市港北区下田町５丁目20番12号
再生債務者　遠藤　　究
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月30日から平成28年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号
滋賀県甲賀市水口町松尾1003番地９
再生債務者　小野　　茂
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月31日から平成28年６月７日まで
大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号
神戸市兵庫区東出町２丁目９番13号
再生債務者　石川　　卓
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月15日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第４号
北海道上川郡当麻町３条西３丁目６番16号
再生債務者　青柳　千晃
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月16日まで
平成28年４月18日　　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第１号
埼玉県川越市大字今福1110番地29
再生債務者　太田　一之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月19日まで
平成28年４月18日
さいたま地方裁判所川越支部

会計検査院共済組合定款の一部変更について

会計検査院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 28 年３月 31 日
会計検査院共済組合代表者
会計検査院長　河戸　光彦

第15条を次のように改める。
第15条　削除
第18条第２号中「施行令」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）」に改める。
第24条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。
第27条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。
第28条第１項の表中「$\frac{4.16}{1,000}$」を「$\frac{4.43}{1,000}$」に、「$\frac{8.32}{1,000}$」を「$\frac{8.86}{1,000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成28年４月１日から施行する。
2　変更後の第28条第１項の規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び改正前確定給付企業年金法施行令（公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項によりなお効力を有するものとされた、同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令をいう）第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．基金の名称　非破壊検査業企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都品川区東五反田１―14―11須賀ビル
3．理事長の氏名及び住所　上田　昌廣　神奈川県相模原市中央区氷川町14―２
4．実施事業所の名称及び所在地　東北金属検査株式会社　青森県八戸市、東北エックス線株式会社　福島県双葉郡浪江町、共立エンジニアリング株式会社　茨城県日立市、東日本工業検査株式会社　千葉県千葉市稲毛区、株式会社レイソニック　千葉県八千代市、株式会社イズミテック　千葉県市原市、三和コーケン株式会社　千葉県市原市、根來工業株式会社　東京都港区、綜合非破壊検査株式会社　東京都墨田区、株式会社ＩＨＩ検査計測　神奈川県横浜市金沢区、一般社団法人日本非破壊検査工業会　東京都千代田区、東京イメージ検査工業株式会社　東京都品川区、エンジニアリングサービス株式会社　東京都大田区、株式会社ジャスコ　神奈川県横浜市港北区、新東技検株式会社　神奈川県横浜市都筑区、全国検査サービス株式会社　神奈川県横浜市神奈川区、アイ・シー・ティー株式会社　神奈川県横浜市磯子区、日本工業検査株式会社　神奈川県川崎市川崎区、株式会社検査技研　神奈川県川崎市川崎区、ジャパンコントロールサービス株式会社　神奈川県川崎市川崎区、一般財団法人日本溶接技術センター　神奈川県川崎市川崎区、株式会社エフアールアイ・国立横須賀支社　神奈川県横須賀市、新潟検査工業株式会社　新潟県新潟市東区、上越鋼管検査株式会社　新潟県上越市、株式会社日非検査　富山県富山市、株式会社アイペック　富山県富山市、名古屋非破壊検査株式会社　愛知県名古屋市中村区、太陽検査株式会社　愛知県弥富市、株式会社デイーテツク　三重県津市、